

新たな鴨川市総合計画の策定に係る基本方針（案）

1 新たな総合計画策定の趣旨

本市における現行の総合計画は令和 7 年度をもってその計画期間が終了するため、これまでの取組みによる成果等を総括しながら、現下の社会情勢を踏まえた課題に的確に対応し、本市の地域特性、地域資源を最大限に活用した積極的な施策展開を図っていくため、市民との協働はもとより、産・官・学・金・労・言・士の連携を基調としたまちづくりの指針として、新たな総合計画を策定する。

2 基本構想の位置付け

総合計画の根幹を成す基本構想は、市政の長期的ビジョンを示すものであり、総合的かつ計画的な行政運営を図るための最も基本的で、すべての施策分野に亘る最上位の指針として位置付けられるものであるため、平成 26 年 12 月に鴨川市基本構想に関する条例を制定し、基本構想の位置付けとともに、その内容や市議会の関与等の明確化を図っている。

3 総合戦略の位置付け

総合戦略はデジタルの力を活用した人口減少の克服や仕事づくりを目的としたものであり、市のあらゆる分野に及ぶ総合計画とは、目的や含まれる政策の範囲等は、必ずしも一致するものではないが、これらの事項は、市全体として取り組むべき重要なテーマであり、総合戦略が総合計画に位置付けられることは、施策の一体的な推進を図る観点からも、必要不可欠なため、総合計画においては、5 か年計画の一部として位置付け、同時並行で作業を進める。

4 総合計画の構成と期間

新たな総合計画は「第 3 次鴨川市総合計画」とし、基本構想、基本計画及び実施計画をもって構成する。

（1）基本構想

まちづくりの長期的な指針として、本市が目指す将来都市像、まちづくりの基本指針、土地利用に関する基本方針、施策の大綱、将来人口推計、その他まちづくりに関する基本的な事項を示すもの。

（2）基本計画

基本構想に示す将来都市像や基本方針を具現化するために必要な施策について、施策の大綱に即した施策別の現状と課題、施策の目的や方向性などを体系的に定めたもの。

（3）実施計画

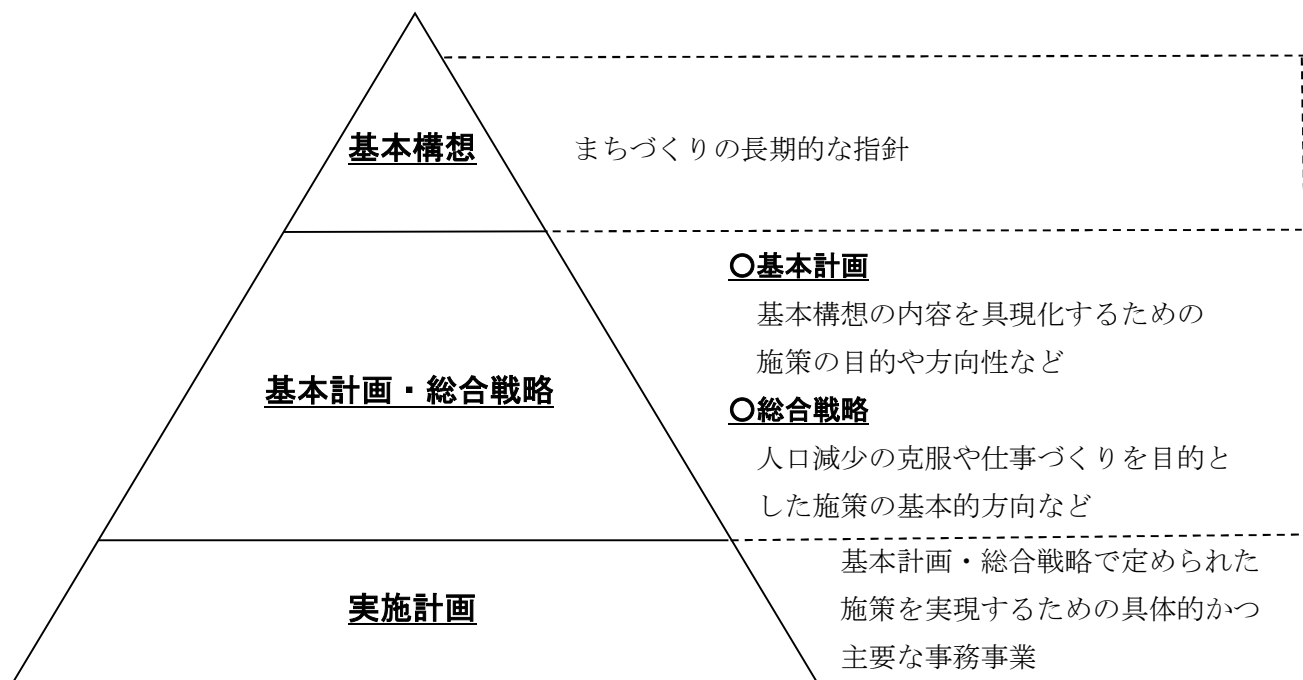
基本計画で定められた施策を実現するための具体的かつ主要な事務事業を定めたもの。

(4) 総合戦略（(仮称) 鴨川市デジタル田園都市構想）

まち・ひと・しごと創生法第10条に定める市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略として位置付け、本市の実情に応じた今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたもの。

人口ビジョンについては、新たな総合戦略を定めるに当たり、最新の人口推計等に基づいて見直すこととする。

[構成イメージ]



[期 間]

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
基本構想	基本構想 令和8年度から令和17年度の10年間									
基本計画	第5次5か年計画 令和8年度から令和12年度の5年間					第6次5か年計画 令和13年度から令和17年度の5年間				
実施計画	前期実施計画 令和8年度から 令和10年度の3年間					前期実施計画 令和13年度から 令和15年度の3年間				
	中間年度 に見直し	後期実施計画 令和10年度から 令和12年度の3年間				中間年度 に見直し	後期実施計画 令和15年度から 令和17年度の3年間			
総合戦略	鴨川市デジタル田園都市構想 令和8年度から令和12年度の5年間									

5 新たな総合計画策定における基本的な考え方

市政の持続的発展に資するため、長期的な経済社会情勢の動向を見据えつつ、戦略的な計画の策定に努めることとする。

6 新たな総合計画の策定体制

(1) 総合計画審議会

市長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について必要な調査及び審議を行う。

(2) 市民参画の推進

① 市民意識調査

「鴨川まちづくりアンケート」の調査結果を基に、今後のまちづくりに対する課題や市民ニーズを的確に把握し、総合計画策定のための基礎資料とする。

② 地区別懇談会

市内の12地区において市民懇談会を開催し、地域の課題や将来像、目指すべき施策の方向や具体的な取組みなどについて意見交換を行う。

③ 各種団体長会議

鴨川市の全部又は一部をその区域として活動する公共的団体等の代表者等から、本市の将来都市像、目指すべき施策の方向や具体的な取組みなどについて意見交換を行う。

④ (仮称) まちづくり市民会議

テーマを設定し、又は施策分野ごとの現状や課題、これを解決するための施策の方向や具体的施策について検討、協議する。(ワークショップ方式を予定。)

⑤ 中学生等まちづくり会議

市内中学生等による本市の将来像や夢の提案、まちづくりへの想いや具体的な施策の提案など、本市の将来を担う子供たちとの意見交換を行う。

⑥ パブリックコメント

総合計画のうち、基本構想(案)及び基本計画(案)について、広く市民から意見などをいただき、寄せられた意見などの反映結果等はこれを公表する。

(3) 庁内体制

① (仮称) 新総合計画等策定本部

総合計画策定に係る重要事項の意思決定を行い、庁議の構成員をもって組織する。

② (仮称) 新総合計画等庁内策定委員会

新たな総合計画(原案)の策定を担う全庁横断的組織として、課長級の職員で組織する。

(4) 市議会の議決

基本構想については、鴨川市基本構想に関する条例に基づき、市議会の議決を経て定めるものとする。

また、市議会との連携を十分に図る必要性があることから、検討段階、策定段階などの様々な場面での報告、意見交換等を実施していく。基本構想の提案時には、

その時点における基本計画（案）についても併せて報告する。

（５）その他

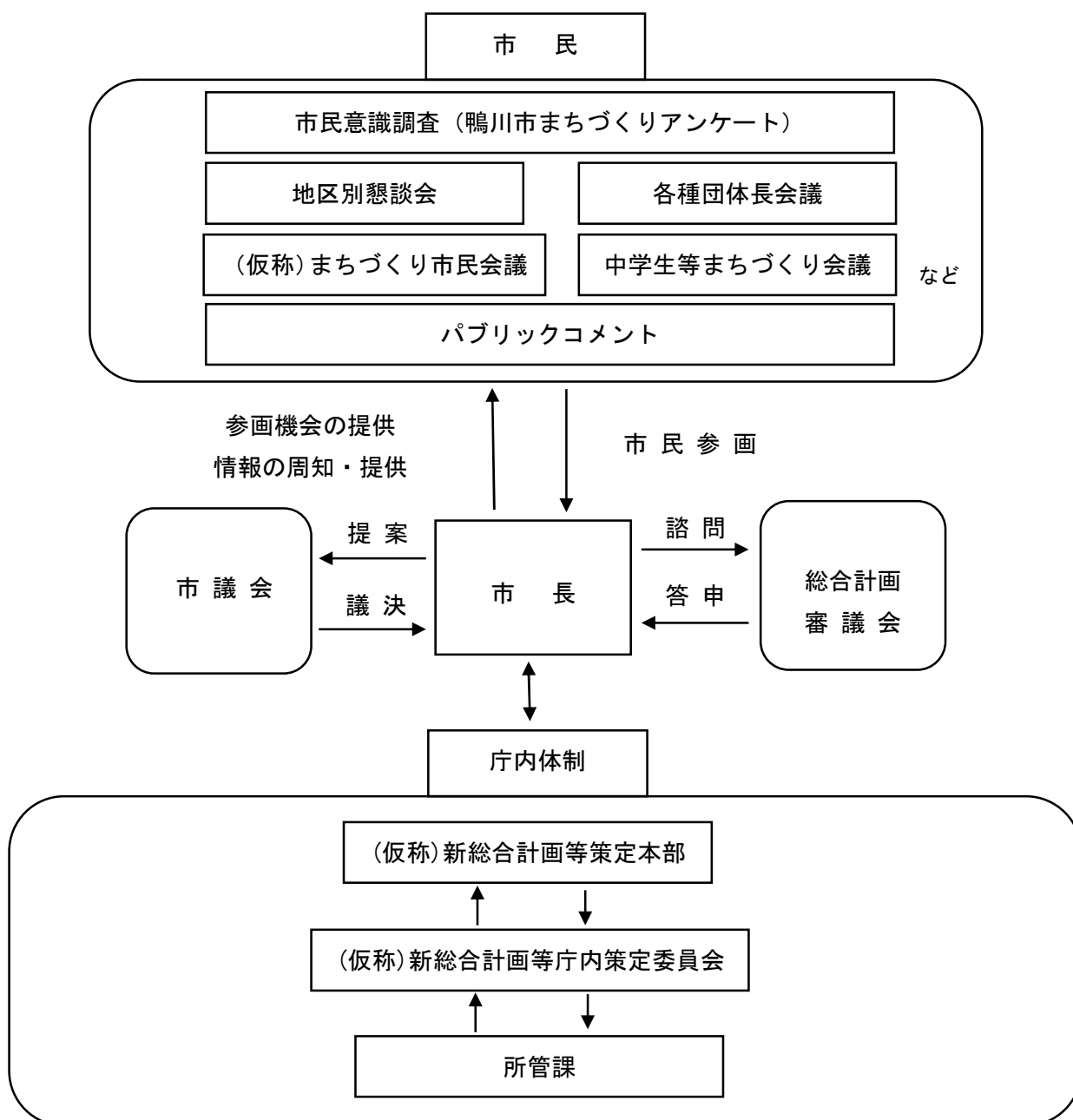
① 鴨川ふるさと会の意見聴取

本市出身者で構成する鴨川ふるさと会から本市のまちづくり等について意見を聴取する。

7 広報など

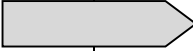
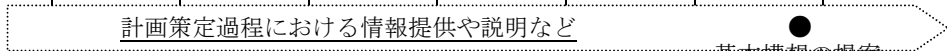
新たな総合計画の概要やその策定過程における重要事項等については、市広報誌、市ホームページ、市政協力員を通じた回覧板、地元新聞社等への記事提供など、可能な情報手段を用いて広く市民へ周知し、又は公表する。

[策定体制イメージ]



[策定スケジュール（予定）]

- 令和7年12月 基本構想の策定
(基本計画案の取りまとめ)
- 令和8年1月～3月 基本計画及び前期実施計画の策定
- 令和8年4月 新総合計画スタート

項目	令和6年度				令和7年度				
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
基本構想の策定							● 策定		
基本計画の策定								● 策定	
前期実施計画の策定									● 策定
総合計画審議会	(公募等)								
市民意識調査									
地区別懇談会									
各種団体長会議									
(仮称)まちづくり市民会議		(公募等)							
中学生等まちづくり会議									
パブリックコメント									
新総合計画等策定本部									
新総合計画等庁内策定委員会									
市議会								● 基本構想の提案	
ふるさと会									

○鴨川市基本構想に関する条例

平成 26 年 12 月 24 日

条例第 19 号

(目的)

第 1 条 この条例は、鴨川市基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に関する事項、位置付け等について定めることを目的とする。

(基本構想の策定)

第 2 条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための指針として、基本構想を策定するものとする。

(基本構想の位置付け)

第 3 条 基本構想は、まちづくりの最も基本的な指針とする。

(基本構想の内容等)

第 4 条 基本構想は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 市が目指す将来都市像
- (2) まちづくりの基本的な方針
- (3) 土地利用に関する基本的な方針
- (4) その他まちづくりに関する基本的な事項

2 基本構想の期間は、10 年を基本として、当該基本構想において定めるものとする。

(基本構想の変更)

第 5 条 市は、経済社会情勢等の変化に伴い基本構想を見直す必要が生じたときは、これを変更することができる。

(市民の意見の反映)

第 6 条 市は、基本構想の策定又は変更をしようとするときは、市民の参画の機会を設け、及びその意見を反映させるよう努めるものとする。

(議会の議決)

第 7 条 市は、基本構想の策定又は変更をしようとするときは、議会の議決を経なければならない。ただし、基本構想の趣旨の変更を伴わない軽微な変更については、この限りでない。

(公表)

第 8 条 市は、基本構想の策定又は変更をしたときは、これを公表するものとする。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、基本構想の策定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。